

議案第 69 号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

(桐生市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 桐生市都市計画税条例(平成 10 年桐生市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 12 条中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

第 2 条 桐生市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 12 条中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 69 号 桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行おうとするものです。